

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・	4

令和8年8月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ピースジャパン（法人番号：9010001163209） 代表者 清水 宜人
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市南区下溝2097-3 (神奈川営業所) 神奈川県相模原市南区下溝2097-3
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和8年5月26日及び令和8年5月27日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼状況の録音記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年8月12日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年8月12日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社バス窓. c o m (法人番号: 8021001018278) 代表者 徳久 浩
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県相模原市緑区橋本台3-18-35 (横浜営業所) 神奈川県横浜市旭区上川井町308-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和8年6月12日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運行指示書による指示等義務違反(運輸規則第28条の2第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年8月17日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	フェニックス 株式会社 代表者：王 鳳書 千葉県八街市八街い77-23
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	千葉営業所 千葉県八街市八街い77-23
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分30日間及び輸送施設の使用停止処分130日車
(5) 主な違反事項	点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条）
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年2月29日、同年3月18日及び同年4月5日に監査を実施。11件の違反が認められた。 (1) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (2) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (3) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (4) 初任運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (5) 初任運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項） (6) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条） (7) 点検整備記録簿の保存義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条） (8) 運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条） (9) 運行管理補助者の要件違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項） (10) 事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項） (11) 事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち社会保険等未加入（貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第2号）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 43点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 43点